

消費者だより

2018年2月号

美容医療もクーリング・オフが できる場合があります

美容医療は、脱毛・シミ取り・脂肪除去など身体の美化を主な目的として、医師が行います。美容医療への関心が老若男女を問わず高まっていますが、一方でネット上の誇大広告や即日施術などの強引な勧誘のトラブルも増えています。このため、平成29年12月から、一部の美容医療サービスがクーリング・オフの対象となりました。

■クーリング・オフができる美容医療

次のすべてに当てはまる契約は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。

- ・対象＝脱毛、ニキビ・しみなどの除去、皮膚のしわ・たるみの軽減、脂肪の除去、歯の漂白
- ・契約期間＝1か月超
- ・金額＝5万円超

○対象となる事例 3日前、ネット広告で見つけた医療脱毛の無料カウンセリングに行った。強く契約を勧められ、断り切れずに1年間60万円の契約をカード分割払いでしてしまった。その日のうちに1回目を受けたものの、痛くてまた受けるのは怖いし、払い続けられない。

■施術前に気をつけること

- ・クリニックのホームページだけをうのみにせず、ほかの医療機関などから効果や料金、リスクなどの情報を集める
- ・契約書に目を通し、希望通りの施術か、契約内容・解約条件を確認する
- ・支払方法、支払時期、クレジット手数料などの支払総額の詳細な説明を受ける
- ・医師から施術の具体的な内容・方法、リスクや副作用、施術の効果・程度・限界などの説明を、納得するまで受ける

■問題のある勧誘をするクリニックに気を付けて

次のことに当てはまるクリニックには気を付けてください。

- ・断っているのに即日施術を勧める
- ・高額な契約をさせるために、年収などうその申告をさせる

困ったときはすぐに消費生活センターに相談してください。



千代田区消費生活センター

☎ 03-5211-4314 (相談専用)

月曜日～金曜日 9時30分～16時00分

(祝日、年末年始を除く)